



# 島根県報

平成28年5月10日（火）

第2,799号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	2
土地改良区の役員の就任の届出	(農 村 整 備 課)	3

### 【公 告】

島根県第3オープン基盤構築運用保守業務に係る提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	3
平成29年度島根県立農林大学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	7

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正		13
---	--	----

# 告 示

## 島根県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
くれこどもクリニック	松江市上乃木四丁目10番27	平成28年 4月 1日
はまもと整形外科クリニック	松江市大庭町1801番地 1	平成28年 4月27日
訪問看護ステーション くるみ	松江市黒田町30- 4	平成28年 3月 1日

## 島根県告示第359号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松井 幸男	出雲市武志町186	出雲市武志町425外 6 筆
勝部 貞夫	出雲市上島町1392	出雲市上島町字赤池2039外 1 筆
伊藤 秀樹	邑智郡邑南町市木2094- 2	邑智郡邑南町市木824- 1 外 1 筆
農業生産法人 ライスフィールド有限公司	松江市下佐陀町1349	松江市古曾志町1334外185筆
農事組合法人 明るい農村	松江市西尾町848	松江市西尾町字円流寺沖1208- 2 外 6 筆
農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13	松江市古志町961- 1	松江市西谷町1108外12筆
中村 礼三	松江市西法吉町36-14	松江市法吉町字尾後554- 3 外 1 筆
農事組合法人 のぞみの里古志ファーム	松江市古志町649- 2	松江市古志町字大谷706外 1 筆
高橋 裕典	松江市浜佐田町990	松江市東生馬町544- 9 外 6 筆
加藤 幸夫	松江市秋鹿町4089	松江市秋鹿町字高原3568- 1 外 1 筆
小笠原 幹雄	松江市秋鹿町233	松江市秋鹿町143外 1 筆
山根 明利	松江市古曾志町172	松江市古曾志町142外10筆
農事組合法人 やない	松江市玉湯町林1655	松江市玉湯町林1395
カンドーフาร์ม株式会社	松江市古曾志町307- 1	松江市古曾志町382外 8 筆
大井川 敏巳	松江市西長江町638	松江市西長江町31外 2 筆
中倉 敏彦	松江市西長江町278	松江市西長江町1144外 6 筆

### 2 認可年月日

平成28年 5月10日

**島根県告示第360号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

津和野町土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

水津 満雄 鹿足郡津和野町長福1032番地

**2 就任年月日**

平成28年 4月 1日

---

**公 告**

---

島根県第3 オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 提案競技に付する事項****(1) 名称**

島根県第3 オープン基盤構築運用保守業務の調達

**(2) 仕様**

島根県第3 オープン基盤構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

**(3) 期間**

ア 島根県第3 オープン基盤構築業務

契約の日から平成29年 3月31日まで

イ 島根県第3 オープン基盤運用保守業務

平成29年 4月 1日から平成34年 9月30日まで

**(4) 提案価格の上限額**

279,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成29年度分 50,800千円

平成30年度分 50,800千円

平成31年度分 50,800千円

平成32年度分 50,800千円

平成33年度分 50,800千円

平成34年度分 25,400千円

**2 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

**(1) 単独企業の資格要件**

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

### (1) 配布期間

平成28年5月10日（火）から同月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

### (2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

## (3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

## (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

## (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

## (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

## (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

## (7) 提案書提出書 1部

## (8) 提案書 7部

## (9) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年6月1日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年6月20日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

## (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

電話 0852-22-5627 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

## 7 提案競技に係る質問書について

## (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

## (2) 質問提出期限は、平成28年5月17日（火）午後5時までとする。

## (3) 提出先

5の(3)に同じ。

## (4) 質問に対する回答は、平成28年5月24日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年6月6日（月）までに、郵送にて通知する。

## 9 選定方法

- (1) 島根県第3オープン基盤構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
  - イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 11 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Virtual server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 20 June 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5627

平成29年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成28年 5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

#### 2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
農業科	有機農業	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	野菜 花き 果樹 肉用牛			
林業科	—	10人		

#### 3 出身学校長推薦入学検定

##### (1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

##### (2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成29年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成29年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

##### (3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(7) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

- (エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）
- (フ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- (カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

#### イ 出願期間

平成28年9月28日（水）から同年10月12日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月12日までの消印があるものは有効とする。

#### ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

### (4) 入学検定及び合格者の発表

#### ア 入学検定

##### (7) 日時

平成28年10月26日（水）9時30分から16時まで

##### (イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

##### (ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

#### イ 合格者の発表

平成28年11月16日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

### (5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

## 4 一般入学検定

### (1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成29年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成29年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

### (2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(㉔) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(㉕) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

#### イ 出願期間

(7) 前期試験 平成28年11月9日（水）から同月22日（火）17時まで

(4) 後期試験 平成29年1月13日（金）から同月27日（金）17時まで

後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

#### ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

### (3) 入学検定及び合格者の発表

#### ア 入学検定

##### (7) 日時

前期試験 平成28年12月7日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成29年2月14日（火）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

##### (4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

##### (7) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

##### (㉔) 後期試験実施科の発表

###### a 日時

平成28年12月22日（木）10時

###### b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

#### イ 合格者の発表

##### (7) 日時

前期試験 平成28年12月22日（木）10時

後期試験 平成29年2月21日（火）10時

##### (4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

### 5 地域推薦・自己推薦入学検定

#### (1) 地域推薦

##### ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(7)及び(㉔)の要件を、林業科にあつては次の(4)及び(7)の要件を満たす者とする。

- (7) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業担い手育成総合支援協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業者」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

- (7) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

#### イ 出願手続

- (7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

c アの(7)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業者若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）

e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

- (4) 出願期間

平成28年9月28日（水）から平成29年1月27日（金）17時までとし、郵送の場合は、平成29年1月27日までの消印があるものは有効とする。

## (ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

## ウ 入学検定及び合格者の発表

## (7) 入学検定

## a 日時

随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

## (イ) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## (2) 自己推薦

## ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

## イ 出願手続

(ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(ア)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(イ)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

## (イ) 出願期間

平成28年9月28日（水）から同年10月12日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月12日までの消印があるものは有効とする。

## (ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

## ウ 入学検定及び合格者の発表

## (7) 入学検定

## a 日時

平成28年10月26日（水）9時30分から16時まで及び同月27日（木）9時から12時まで

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

## (4) 合格者の発表

平成28年11月16日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## (3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)の(ア)に定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)の(ウ)の(ア)又は(2)の(ア)の(イ)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)の(イ)に定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

## 6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

## (1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

## (2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

## (3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

## (7) 追試験

## a 日時

平成28年11月9日（水）9時30分から16時まで

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

## (4) 合格者の発表

平成28年11月16日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## イ 一般入学検定

## (7) 追試験

## a 日時

前期試験 平成28年12月14日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成29年2月23日（木）9時30分から16時まで

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

## (f) 合格者の発表

## a 日時

前期試験 平成28年12月22日（木）10時

後期試験 平成29年 3月 2日（木）10時

## b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## ウ 自己推薦入学検定

## (7) 追試験

## a 日時

平成28年11月 9日（水）及び同月10日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

## b 場所

大田市波根町970番 1 島根県立農林大学校

## c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

## (f) 合格者の発表

平成28年11月16日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## (4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ [http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai\\_exam/](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/)

## 7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

## 8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形 2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。

**島 根 県 病 院 局 告 示****島根県病院局告示第 2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2条第 3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第 1号）の一部を次のように改正し、平成28年 5月10日から施行する。

平成28年 5月10日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

緊急避妊剤の項中「2錠」を「1錠」に改める。